

役員及び評議員の報酬及び費用の支給に関する規程

(法人名) 社会福祉法人 藤の実会

役員及び評議員の報酬及び費用の支給に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人藤の実会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬の支給）

第2条 この法人は、役員及び評議員に対し、その職務の執行の対価として、報酬を支給する。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員会及び理事会への出席
- (2) 監事による監査（定期又は臨時）
- (3) 行政機関による監査への立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

（報酬の額）

第3条 役員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、1回につき10,000円の支給とする。

2 評議員に対する報酬は、前条第2項各号に定める職務について、定款第8条に定める金額の範囲内で、1回につき10,000円の支給とする。

3 役員に対する報酬の総額は、1人あたり年間10万円を範囲内とし、それを超えないものとする。

4 評議員に対する報酬の総額は、1人あたり年間5万円を範囲内とし、それを超えないものとする。

（費用の支給及びその額）

第4条 役員及び評議員には、第2条第2項に規定する職務の執行に伴う費用として、次に掲げる額を支給する。

(1) 第2条第2項(1)から(3)の職務について、通勤に伴う交通費が発生する場合は、当該交通費実費

(2) 第2条第2項(4)及び(5)の職務について、その執行に伴い旅費が発生する場合は、当該交通費及び宿泊費の実費

（報酬及び費用の支給方法）

第5条 前条までに報酬及び費用については、その職務の執行の都度支給するものとする。ただし、前項(2)に掲げる費用については、当該役員又は評議員の旅費請求書の提出後速やかに支給するものとする。

(適用除外)

第6条 この法人の職員である理事については、(報酬の支給)第2条2項(1)以外の前条までの報酬及び費用の支給は行わず、社会福祉法人藤の実会旅費規定によるものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めのない事項については、この法人の定款他諸規則及び法令等によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年6月20日改正

(平成30年6月20日評議員会承認にて改正後、平成30年4月1日に遡って施行する。)

(報酬の額)第3条2項の追加 評議員の報酬額

(報酬の額)第3条3項の追加 役員 1人あたりの年間報酬総額の限度額

(報酬の額)第3条4項の追加 評議員1人あたりの年間報酬総額の限度額